

各位

緊急事態措置（令和3年8月2日から8月31日）に伴う
酒類提供飲食店への支援について

平素は、市政の推進に格別のご高配とご指導を賜り、厚く御礼申しあげます。
今般の緊急事態措置に伴い、酒類を提供する飲食店に対して大阪府の協力金に加えて上
乗せ分の支給を実施します。

その概要につきまして、次のとおり、お知らせさせていただきます。
ご多忙の中、恐れ入りますが、貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。

記

1 大阪府協力金の概要（8月2日から8月31日まで）

対象店舗：休業要請等に応じた飲食店

協力金額：日額4万円～最大10万円（1日当たりの売上高に応じて段階的に支給）

※大企業の場合 上限20万円（1日当たりの売上高の減少額×0.4）

大阪府 コロナ協力金 第7期

検索

2 酒類提供飲食店への支援について（8月2日から8月31日まで）

(1) 支給対象

酒類提供を主として営業する店舗

- ・大阪府の営業時間短縮協力金の支給を受けていること
- ・売上に占めるお酒の割合が一定割合（20%）以上であること
- ・売上日額10万円を超える大阪市内の店舗であること
- ・要請に応じたことにより、以前に行っていた11時から19時までの酒類提供をとりやめた施設であること など

必要書類・・・売上台帳、仕入表等の会計資料、レジの記録など
売上に占めるお酒の割合がわかる書類

(2) 支給金額

日額1万円～最大2.5万円（府の協力金と合わせて売上の5割相当を支援）

申請方法や受付開始日など、詳細は、
後日ホームページでお知らせします

(お問合せ先)

【要請に関すること】 電話 06-7178-1398（土・日・祝日以外 9時30分～17時30分）

【大阪府協力金に関すること】 電話 06-7166-9987（土・日・祝日以外 9時～18時）

【上乗せ協力金に関すること】 電話 06-6655-0711（日・祝日以外 9時～17時30分）

(送信元)

大阪市経済戦略局産業振興課

電話 06-6615-3781